

広島県立福山少年自然の家インターンシップ（職場体験実習）実施要項

1 趣旨

広島県立福山少年自然の家（以下「自然の家」という。）の業務や青少年教育に関心を持つ大学生（短大生・大学院生を含む。以下「大学生等」という。）に対して研修生として実習を行う機会を提供することにより、自然の家に関わる人材育成に資するとともに青少年教育の普及を図る。

2 対象

次の(1)～(3)の全てに該当する者とする。

- (1) 広島県内の出身者または県内の大学（短大・大学院を含む。以下「大学等」という。）に在籍する者であって、自然の家の業務や青少年教育に関心を持つ者。
- (2) 県庁インターンシップ等により、実習を希望し、所長が許可した者。
- (3) 自然の家が定める職場体験実習全日程において、実習可能な者。

3 定員

10名程度とする。

4 実習期間

期間は、7月から2月までの1週間程度とする。

- ・1日当たりの実習時間：8時間（休息・休憩を含む。）
- ・休所日：月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、祝日法による休日の翌日

5 実習内容

利用団体指導業務，利用相談対応業務，研修活動の教材管理業務，環境整備業務，その他（詳細は別途定める。）

6 申し込み

職場体験実習希望者は、大学等を通じて次の書類を提出すること。

- (1) 職場体験実習受講依頼文（別紙1）
- (2) 職場体験実習希望者調書（別紙2）
- (3) 返信用封筒（返信先を明記し、82円切手を添付すること。）

なお、県庁インターンシップ等により実習を希望する者は、県庁インターンシップ等が定める様式により、申し込みを行うこととする。

7 受付期間

職場体験実習実施年度の4月末日までとする（郵送の場合は、当日17時必着とする）。
なお、県庁インターシップ等による申し込みについては、その限りではない。

8 審査

職場体験実習希望者の受講の可否について審査し、5月末を目途に、結果を大学等あてに通知する。

なお、県庁インターシップ等による実習希望者については、同様の審査を行った後、県庁インターシップ等を実施する所管課等から通知する。

9 費用

実習に係る大学等からの謝金等については、無料とする。

10 実習に係る諸費用

- (1) 食費については、実費負担とする。
- (2) 宿泊諸費等については、実費負担とする。
- (3) 実習に係る教材費等については、実費負担とする。

11 その他

- (1) 実習期間中、実習生として不適切な行動（遅刻、早退、無断欠席及び服装等の不備など）があった場合、実習を取り消すことがある。
- (2) 対物・対人保険を含め、大学等もしくは実習生があらかじめ加入しておくものとし、事故等が生じた場合は、実習生及び所属大学等でその責任を負うものとする。
- (3) 実習終了後8月末を目途に、実習生の勤務態度など、大学等における実習生の評価に資する意見を送付する。
- (4) 県庁インターシップ等の実習生受け入れについては、本要項に準ずることとする。
- (5) 本要項に定めるもののほか、職場体験実習の実施に関して必要な事項は、所長が定める。